

平成 21 年 度

定 例 監 査 等 結 果 報 告 書

〔 集 録 〕

岡 崎 市 監 査 委 員

# 目 次

議会事務局・会計課	1
学校・幼稚園及び保育園	5
企 画 財 政 部 (企画課、政策推進課、財政課、IT推進課)	7
出 資 団 体 監 査 (岡崎市土地開発公社)	11
経済振興部・農業委員会 (商工労政課、観光課、農務課、林務課、農地整備課)	13
財政援助団体監査 (愛知県労働者福祉協議会岡崎・額田支部)	20
財政援助団体監査 (岡崎市畜産環境保全対策協議会)	22
岡 崎 市 民 病 院	24
看 護 専 門 学 校	27
環 境 部 (環境総務課、環境保全課、自然共生課、廃棄物対策課、ごみ対策課、総合検査センター、 八帖クリーンセンター、中央クリーンセンター)	29
公の施設の指定管理者監査 (一般社団法人岡崎パブリックサービス)	33
公の施設の指定管理者監査 (特定非営利活動法人岡崎まち育てセンター・りた)	35
都 市 整 備 部 (都市計画課、区画整理課、建築課、市営住宅課、建築指導課、東岡崎・藤川地区整備課)	38
下 水 道 部 (下水総務課、下水施設課、下水工事課)	42
工 事 監 査 (都市整備部区画整理課)	44
工 事 監 査 (下水道部下水工事課)	46

# 議会事務局・会計課

## 1 監査の実施期間

平成21年3月30日～平成21年5月26日

## 2 監査の範囲

平成20年度（4月1日～1月31日）における財務に関する事務の執行等について

## 3 監査の実施概要

この監査は、次の各項目に係る事務処理が法令等に準拠して適正に執行されているかどうかについて、提出された監査資料により議会事務局長、会計管理者等の説明を求め、関係書類を試査するとともに、必要に応じて関係職員の説明を聴取して実施した。

- (1) 予算の執行状況について
- (2) 経理事務について
- (3) 財産管理について

## 4 監査の結果

各事務は、法令等に準拠しておおむね適正に執行されていると認められたが、別紙のとおり指摘事項等が見受けられた。

なお、結果概要については、次のとおりである。

## 議会事務局

### (1) 予算の執行状況について

予算は目的に従って適正に執行されていると認められた。

なお、予算の執行概要は、次のとおりである。

一般会計

歳 出

(単位：千円、%)

項	目	予 算 現 額 (A)	支出負担行為済額 (B)	予 算 残 額 (A) - (B)	執 行 率 (B/A) × 100
議 会 費	議 会 費	735,592	631,971	103,621	85.9

支出負担行為済額の主なものは、政務調査費補助金等に係る負担金補助及び交付金 26,167 千円、市役所西庁舎 2 階議会大会議室音響設備改修工事に係る工事請負費 21,000 千円である。

### (2) 経理事務について

#### ア 支出事務について

支出負担行為決議書等の計数及び資金前渡された経費等の精算状況については、適正に執行されていると認められた。

#### イ 契約事務について

市役所西庁舎 2 階議会大会議室音響設備改修工事請負契約書及びその他の契約文書については、おおむね適正に処理されていると認められた。

### (3) 財産管理について

備品管理等については、おおむね適正に管理されていると認められた。

## 会 計 課

### (1) 予算の執行状況について

予算は目的に従って適正に執行されていると認められた。

なお、予算の執行概要は、次のとおりである。

一般会計

歳 入

(単位:千円、%)

項 目	予算現額 (A)	調 定 額 (B)	収入済額 (C)	収入未済額 (B) - (C)	対予算現額 (C/A) × 100	対調定額 (C/B) × 100	
県支出金 総務費委託金	222	187	167	20	75.2	89.3	
諸 収 入	市預金利子	64,000	59,034	59,034	0	92.2	100.0
	雑 入	11	0	0	0	0.0	-
計	64,233	59,221	59,201	20	92.2	100.0	

歳 出

(単位:千円、%)

項 目	予 算 現 額 (A)	支出負担行為済額 (B)	予 算 残 額 (A) - (B)	執 行 率 (B/A) × 100
総 務 費 会 計 管 理 費	4,611	3,114	1,497	67.5

収入済額の主なものは、預金利子 59,034 千円である。

支出負担行為済額の主なものは、印刷製本費等に係る需用費 931 千円である。

### (2) 経理事務について

税外調定書及び支出負担行為決議書等の計数については、適正に執行されていると認められた。

### (3) 財産管理について

備品管理等については、適正に管理されていると認められた。

### (4) 出納機関としての会計事務について

#### ア 現金の出納・管理について

現金の出納・管理に係る事務については、おおむね適正に管理されていると認められた。

#### イ 有価証券の出納・保管について

保管有価証券整理簿の有価証券の枚数及び価格について保管有価証券と照合したところ、その数値は一致した。

別紙

指摘事項

部 課 名 等	指 摘 内 容
議 会 事 務 局	<p>市議会議員宅連絡用ファクシミリ貸借契約等において、契約相手方は機器の保守・点検等をメーカー等に委託することができる旨を規定しているが、契約上第三者であるメーカー等の具体的な表示がなかった。これは、第三者への再委託に相当するものと思われるため、今後はその協議、承諾について適正に処理されたい。</p>
会 計 課	<p>愛知県収入証紙の売りさばき事務において、受払簿が手元保管分のみで在庫総数分については作成されていなかったため、在庫全体を管理できる受払簿を整備し、定期的に在庫総数を確認されたい。</p>
	<p>会計管理者が分任出納員へ交付している釣銭を公金収納事務委託している業者に預け、使用させていた事例が複数の部署において見受けられたため、法令等に準拠した対応を図り、指導・チェック体制を整備されたい。</p>
	<p>予算決算及び会計規則第 182 条において、会計管理者が整備すべき会計帳簿として小切手整理簿が規定されているが、ゆうちょ銀行小切手については指定金融機関への振替えのみに振出すとの理由から未作成であった。しかし、小切手帳の管理という面から、同規則に準拠した対応をされたい。</p>
	<p>歳入の納付に使用された為替証書の換金のため、釣銭を分任出納員名義の預金口座で管理していたが、これは釣銭の目的にそぐわないものであるため、適正に対応されたい。</p>

意 見

部 課 名 等	意 見 内 容
議 会 事 務 局	<p>議場及び議会会議室の音響・映像設備等に関しては、公有財産として管理するのか、又は備品として管理するのかについて、新地方公会計制度を考慮して、各財産の総括課と協議のうえ適正に対応されたい。</p>
	<p>機器貸借契約において、見積り時又は契約後にリース会社からリース機器等の本体価格とリース手数料等の経費を詳細に区分した内訳を提出させて金額をチェックし、再リースする場合にもこれを参考に価格を検証されるよう要望する。</p>

# 学校・幼稚園及び保育園

## 1 監査の対象及び実施期日

監 査 の 対 象					実 施 日
葵 中 学 校	常 磐 小 学 校	井 田 小 学 校			平成 21 年 5 月 11 日
城 北 中 学 校	連 尺 小 学 校	広 幡 小 学 校			平成 21 年 5 月 12 日
福 岡 中 学 校	福 岡 小 学 校	矢 作 南 小 学 校			平成 21 年 5 月 13 日
矢 作 中 学 校	矢 作 西 小 学 校	矢 作 東 小 学 校			平成 21 年 5 月 14 日
六ッ美北中学校	六ッ美北部小学校	六ッ美西部小学校			平成 21 年 5 月 15 日
矢 作 幼 稚 園	島 坂 保 育 園	中 園 保 育 園	八 帖 保 育 園	城 北 保 育 園	平成 21 年 5 月 18 日
六ッ美北保育園	六ッ美中保育園	六ッ美南保育園	六ッ美西保育園	六名南保育園	平成 21 年 5 月 19 日
六ッ美中学校	六ッ美中部小学校	六ッ美南部小学校			平成 21 年 5 月 20 日
額 田 中 学 校	豊 富 小 学 校	宮 崎 小 学 校			平成 21 年 5 月 21 日
下 山 小 学 校	形 埜 小 学 校	夏 山 小 学 校			平成 21 年 5 月 22 日

## 2 監査の範囲

平成 20 年度（4 月 1 日～3 月 31 日）における財務に関する事務の執行等について

## 3 監査の実施概要

この監査は、配当予算の執行、現金の出納及び物品の管理を主眼に、関係書類を試査し、各小中学校長、幼稚園長及び保育園長等の説明を聴取するとともに施設の維持管理状況について視察を行った。

## 4 監査の結果

### (1) 小中学校

各小中学校の財務に関する事務（予算の執行、現金の出納及び物品の管理等）及び施設の維持管理について、おおむね適正に執行されていると認められたが、別紙のとおり意見を付す。

### (2) 幼稚園及び保育園

幼稚園及び各保育園とも財務に関する事務（予算の執行、現金の出納及び物品の管理等）及び施設の維持管理について、おおむね適正に執行されていると認められた。

別紙

意見

対 象	意 見 内 容
小 中 学 校	<p>準要保護児童生徒の就学援助費において、給食扶助費交付事務で実食分と異なった扶助費が支払われていたり、学用品費の支給請求がされていなかったものが見受けられた。今後は担当者間で連絡を密にし、実態と合致した扶助費の交付をするよう、教育委員会が中心となり適切な執行体制を整備されたい。</p>
	<p>毒物及び劇物の管理においては、毒物・劇物・危険物薬品受払簿と使用薬品補助簿が合致していないものが見受けられた。今後は盗難や事故等に備え、管理責任者を明確にして薬品の現有量と使用状況を確実に記録するなど、教育委員会が中心となり適切な管理体制を整備されたい。</p>
	<p>備品の管理ナンバーシールが確認できなかったもの、備品の設置場所と管理備品一覧表設置場所が不一致なものが見受けられたので、物品管理規則に準拠して適正な備品管理を図られたい。</p>

# 企 画 財 政 部

企画課、政策推進課、財政課、I T 推進課

## 1 監査の実施期間

平成21年8月25日～平成21年11月27日

## 2 監査の範囲

平成21年4月1日～平成21年7月31日における財務に関する事務の執行等について

## 3 監査の実施概要

この監査は、次の各項目に係る事務が法令等に準拠して適正に執行されているかどうかについて、提出された監査資料により部課長等の説明を求め、関係書類を試査するとともに、必要に応じて関係職員の説明を聴取して実施した。

- (1) 収入事務
- (2) 支出事務
- (3) 契約事務
- (4) 現金出納事務
- (5) 財産管理事務

## 4 監査の結果

各事務は、法令等に準拠しておおむね適正に執行されていると認められたが、次のとおり指摘事項等が見受けられた。

財政課、IT推進課

指摘事項	<p>機器賃貸借契約等において、契約書に規定された、第三者に再委託する場合の書面による手続きがなされていなかったものや、契約書に第三者委託の制限についての条項が不十分なものが見受けられたため、今後は適正な処理をされたい。</p> <p>また、再委託を承認する際は、再委託先ごとの金額を記載されたい。</p>
意見	<p>長期継続契約のうち機器賃貸借については、いわゆるファイナンス・リースであると思料され、貸借期間中の債務は既に確定しているものと考えられるため、関係各課と協議し法令等に準拠した適正な対応を検討されたい。また、長期継続契約の予算措置に関する解除条項に伴い損害賠償を請求できるとする特約条項が付されている場合も将来の債務を規定したものと思料されるため、この点についても同様に検討されたい。</p>
	<p>機器賃貸借契約において、見積り時又は契約後にリース会社からリース機器等の本体価格とリース手数料等の経費を詳細に区分した内訳を提出させて金額をチェックし、再リースする場合にもこれを参考に価格をチェックされるよう要望する。</p>

企画課

指摘事項	<p>教員により組織された現職研修委員会への小中学校児童・生徒統計グラフコンクール業務委託において、当該業務が教員の本来業務とは異なった業務であるとの判断により、委託料の中から委員会を構成する教員へ報償費として現金が支給されていた。これは地方自治法第204条の2の規定に触れる可能性があるため、教員への報酬が含まれる場合は、当該業務と教員本来の業務の区別を明確にされたい。</p> <p>また、本来業務ではないとしても、教育公務員特例法第17条の規定に基づく教育委員会の承認、報酬からの源泉所得税の徴収等の課題が生じていることから、今後は法令等に準拠した適正な処理をされたい。</p>
	<p>カラープリンター保守点検業務において、債務負担行為の手続き等がなく、年度開始前に契約を締結しているものが見受けられたので、今後は会計年度独立の原則に沿って適正な処理をされたい。</p> <p>また、契約書等に規定せず、前金払いがなされていたが、法令・規則等との適合性も不明瞭であり、今後は適正な処理をされたい。</p>
	<p>公有財産台帳において、表紙の各項目、台帳の沿革欄が未記入のものが見受けられたので、公有財産管理規則に準拠した適正な処理をされたい。</p>
意見	<p>統計調査員・指導員懇談会の出席者に対し図書カードを謝礼として配布しているが、実質的に報酬であれば図書カードであっても源泉所得税の徴収が必要になるので、今後は法令等に準拠した適正な処理をされたい。</p>

政策推進課

指摘事項	ぬかた巡回バス運行協定書に基づく補助において、協定書に自動更新となる条項を規定しているが、これにより次年度の債務が発生していると考えられるため、法令等に準拠した適正な処理をされたい。
	中岡崎駅前広場の行政財産目的外使用許可の決裁において、公有財産管理規則第26条第1項各号に規定された必要事項の記載がなかったため、今後は適正な処理をされたい。
	中岡崎駅前広場の公有財産台帳において、種目の誤り、工作物である舗床の登録漏れがあったため、公有財産管理規則に準拠した適正な処理をされたい。
意見	病院バス路線確保対策費補助において、当該会計年度の前年度3月31日に完了した事業を補助対象としていたが、前会計年度に完了した事業への支出であるため、会計年度独立の原則との整合性について、財政課と協議し法令等に準拠した適正な対応をされたい。 また、バス路線確保対策費補助においては、事業完了後に交付申請を受け、補助を行っているが、規則等との整合性について財政課と協議検討をされるよう要望する。
	市の附属機関に準ずる機関とされている岡崎市交通政策会議は、平成20年度から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条第1項に定める法定協議会として国の補助を受け事業を実施しており、市から独立した団体と考えられるため、同会議の位置付け、予算措置等について関係各課と協議し適正な対応を検討されるよう要望する。

財政課

指摘事項	新財務会計システム設計開発業務は、一部未完了部分があったにもかかわらず、支払いを行っていたため、法令、契約等に準拠した適正な処理をされたい。
	予算流用・予備費充用の決定について、一箇月分をまとめて翌月に会計管理者へ通知し、また通知書の名称も異なる等、予算決算及び会計規則と乖離した運用が見受けられたので、今後は整合性をとられたい。
	地方公共団体金融機構出資金の公有財産台帳が未整備であったので、公有財産管理規則に準拠した適正な処理をされたい。
意見	新財務会計システム設計開発業務において、契約に基づき市に帰属する著作権が存在するのであれば、公有財産管理規則に基づき適正な処理をされたい。

I T 推進課

指 摘 事 項	<p>情報ネットワークセンター受付案内業務契約において、私人への公金収納委託をしているが、契約書等に公金収納委託事務取扱要綱に準じた詳細な規定がされていないため、適正な処理をされたい。</p> <p>また、利用者が設置端末から印刷したものを物品売払代金として当該委託業務に含めているが、この取扱いに疑義が生ずるため、関係各課と協議し法令等に準拠した適正な処理をされたい。</p>
	<p>情報ネットワークセンター受付案内業務及びデータパンチ入力等関係業務において、労働者派遣契約を締結しているが、契約書及び派遣先管理台帳において法令等で規定された事項の遺漏が見受けられたため、適正な対応をされたい。</p>
	<p>委託業務等において、契約書等の条文中で契約相手方に提出を義務付けている個人情報保護及び守秘義務に関する誓約書等が提出されていないもの、また相手方が保管すべき相手方従事者からの誓約書を市が保管しているものが見受けられたので、今後は契約に沿った処理をされたい。</p>
	<p>業者委託にて開発したソフトウェアについて、備品登録がされていなかったため、物品管理規則に準拠した適正な処理をされたい。</p>
	<p>光ファイバーケーブル等の共架等に係る契約において、自動更新となる条項を規定しているが、これにより次年度の債務が発生していると考えられるため、法令等に準拠した適正な処理をされたい。</p>
	<p>情報ネットワークセンターの行政財産目的外使用許可の決裁において、公有財産管理規則第26条第1項第3号に規定された使用料を減免する場合の適用法令及びその条項の記載がなかったため、今後は適正な処理をされたい。</p>
	<p>建物の公有財産台帳において、公有財産管理規則第42条に規定する附属図面がないものが見受けられ、また、工作物である囲障の登録漏れがあったので、公有財産管理規則に準拠した適正な処理をされたい。</p>

# 出資団体監査

## 1 監査の対象

岡崎市土地開発公社

## 2 監査の実施期間

平成21年8月25日～平成21年11月27日

## 3 監査の範囲

平成20年度における岡崎市土地開発公社への出資に係る出納その他の事務の執行について

## 4 監査の実施概要

この監査は、岡崎市土地開発公社への出資に係る出納その他の事務が法令等に準拠して適正に執行されているかどうかについて、提出された監査資料により事務局長等の説明を求め、関係書類を試査するとともに、必要に応じて関係職員の説明を聴取して実施した。

## 5 業務の概要

岡崎市土地開発公社は、岡崎市及び額田郡幸田町に代わって土地の先行取得を行うことにより、地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進に資することを目的として、昭和49年2月に設立された。

現在、資本金は10,000千円（うち岡崎市9,000千円、90%出資）である。

主な事業内容は、公有地の拡大の推進に関する法律に規定する土地などの取得、造成、その他管理及び処分を行うことである。公社が取得に要した経費は先行取得した年度の翌年度から5年度の間を支払うことになっており、5年以上の長期保有にならないように運用されている。

## 6 監査の結果

当該事務は、法令等に準拠しておおむね適正に執行されていると認められたが、次のとおり意見を述べる。

## 意見

期中の会計処理においては、発生主義に基づいた会計処理がされていなかった。また、造成勘定内の異なる勘定科目間の振替処理をする伝票の作成を省略していたため、適正な処理をされたい。

市が公社に貸付けた5億円の契約書の市所有分が所在不明となっている。また、出資を証する書面の確認ができないため、適正な処理をされたい。

# 経済振興部・農業委員会

商工労政課、観光課、農務課、林務課、農地整備課

## 1 監査の実施期間

平成21年10月5日～平成21年12月25日

## 2 監査の範囲

平成21年4月1日～平成21年8月31日における財務に関する事務の執行等について

## 3 監査の実施概要

この監査は、次の各項目に係る事務が法令等に準拠して適正に執行されているかどうかについて、提出された監査資料により部課長等の説明を求め、関係書類を試査するとともに、必要に応じて関係職員の説明を聴取して実施した。

- (1) 収入事務
- (2) 支出事務
- (3) 契約事務
- (4) 現金出納事務
- (5) 財産管理事務

## 4 監査の結果

各事務は、法令等に準拠しておおむね適正に執行されていると認められたが、次のとおり指摘事項等が見受けられた。

経済振興部、農業委員会

意見	<p>長期継続契約のうち機器賃貸借については、いわゆるファイナンス・リースであると思料され、貸借期間中の債務は既に確定しているものと考えられるため、関係各課と協議し、法令等に準拠した適正な対応を検討されたい。また、長期継続契約の予算措置に関する解除条項に伴い損害賠償を請求できるとする特約条項が付されている場合も将来の債務を規定したものと見られるため、この点についても同様に検討されたい。</p>
----	--

経済振興部

指摘事項	<p>指定管理業務において、協定書や業務仕様書等の条文中で指定管理者に提出を義務付けている届出や報告、それに基づく市側の承認の手続き等をしていないものが見受けられたので、今後は適正な対応をされたい。</p>
指摘事項	<p>指定管理者への附属設備及び物品等の貸与一覧表について、一部が未作成のもの、また、作成していてもその後の増減に対して更新手続きをしていないものが見受けられたので、市に帰属するもの、指定管理者に帰属するものの区分を明確にし、条例・規則等に準拠した適正な管理、事務処理をされたい。</p>
意見	<p>補助金の交付等において、次のとおり不適切な点が見受けられたので、交付要綱等の見直しも視野に入れ、条例・規則等に準拠した適正な処理をされたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 交付申請書及びそれに添付された収支予算書で、当該申請内容の審査に必要な補助金が充当される科目及び金額について不明瞭なものがあつた。</li> <li>(2) 補助金の使途基準が交付要綱等に具体的に示されていなかったため、補助対象について不明瞭なものがあつた。</li> <li>(3) 慶弔費等補助対象にそぐわないと思われる費用を、補助金の算出基礎に含めているものがあつた。</li> <li>(4) 市費補助事業者から他団体等へ間接市費補助金に該当すると思われる支出が見受けられ、そのなかに使途及び実績確認を十分に行っていないものがあつた。</li> </ol> <p>また、市外の人が加盟する団体や、参加する行事への補助金交付については、その適否について検討されたい。さらに、補助事業の実績報告書については、契約書（写）、領収書（写）、その他事業成果を明らかにする資料を添付させ、必要に応じて現地調査を行い、適切な検証を実施されたい。</p>

指摘事項	<p>勤労文化センターの指定管理業務において、施設の利用可能時間、入場料を領収する催物の割増料金基準、申請期日等については、利用に関する業務仕様書と条例・規則とで異なる規定となっていたので適正な処理をされたい。</p>
	<p>業務委託契約書等で、一括再委託の禁止条項や、業務の一部を再委託する場合の事前承認に関する条項がないものが見受けられたので、適正な処理をされたい。</p>
	<p>行政財産目的外使用許可の決裁において、公有財産管理規則第26条第1項第3号に規定された、使用料を減免する場合の適用法令及びその条項の記載がないものが見受けられたため、適正な処理をされたい。また、その減免率についても明確な基準・根拠がなかったため、財産管理課と協議のうえ対応されたい。</p>
	<p>勤労文化センターの自動販売機に係る行政財産目的外使用許可申請を、同施設の指定管理者が岡崎市に対して行い、設置業者へ転貸しているが、許可処分の性質上転貸することは認められないため、同業者から直接市へ申請する方法に改められたい。</p>
	<p>定額給付金等給付業務における受付案内等業務については、労働者派遣契約を締結しているが、派遣先管理台帳の一部が未作成であったので、法令等に準拠した適正な処理をされたい。</p>
	<p>財団法人岡崎技能開発公社へ無償貸与している備品等については、貸付けに関する決裁等の手続きがされていないため、物品管理規則等に準拠した適正な処理をされたい。</p>
	<p>公有財産台帳において、工作物に関する台帳の一部が未作成であり、また、出捐金に係る証書等の所在が確認できなかつたため、公有財産管理規則に準拠した適正な管理をされたい。</p>

観光課

指 摘 事 項	<p>市民休養施設桑谷山荘の指定管理業務において、次のとおり不適切な点が見受けられたので、条例・規則等に準拠した適正な処理をされたい。</p> <p>(1) 施設に設置してある自動販売機や売店等に係る行政財産目的外使用許可申請の手続きがされていなかった。</p> <p>(2) 本来市長の行為である使用料の減免が、指定管理者の業務として仕様書に規定されていた。</p> <p>また、公金である施設使用料について、地方自治法第231条の2の規定等による指定代理納付に係る手続き等を経ず、指定管理者が直接クレジットカード業者と契約を締結しクレジットカード納付が行われ、その納付分が指定管理者を通じて市へ払い込まれているなど不適切な点が見受けられたので、関係課と協議し法令等に準拠した適正な公金徴収方法に改められたい。</p>
	<p>くらがり溪谷レクリエーション施設の一部の土地については、中部森林管理局長から国有林野使用許可を受け使用しているが、その使用許可期間が平成24年3月31日までであるにもかかわらず債務負担行為手続きがされていなかったため、適正な処理をされたい。また、複数年度にわたる不動産の賃貸契約において、予算措置に関する解除条項の規定がなく、債務負担行為手続きもされていなかったため、法令等に準拠した適正な対応をされたい。</p>
	<p>観光案内所窓口業務委託において、市が観光協会へ業務委託をしているが、観光案内所施設は市が名古屋鉄道株式会社から賃借しているものであり、その賃貸借契約では第三者が使用することを禁じているため、今後は適正な処理をされたい。</p>
	<p>観光宣伝特別事業委託、観光事業委託等において、同一の再委託先一覧が提出され、それにより承諾していたが、今後は業者ごとに内容、理由、金額等を記載した書面により再委託協議を受け、内容を確認したうえで承諾をされたい。</p>
	<p>公有財産台帳において、索引や総括表、昨年度増加分、工作物に関する台帳の一部が未作成であり、また、借地欄における所有者又は賃貸人の記載誤り、附属図面がないもの等が散見されたため、公有財産管理規則に準拠した適正な管理をされたい。</p>

農務課

指 摘 事 項	<p>予算決算及び会計規則で農業者体育センターに勤務する職員へ委任されている同センター使用料の収納事務について、農務課に勤務する職員名で領収等を行っていたため、同規則に準拠した適正な処理をされたい。</p>
	<p>中山間地域農村活性化施設、農村環境改善センター及び農村婦人の家の指定管理業務において、施設の開館日・休館日については、業務仕様書と条例・規則とで異なる規定となっていたので適正な処理をされたい。</p>
	<p>農遊館POSレジシステム機器賃貸借契約は、農遊館指定管理者が使用することを目的に市が同機器を賃借するものであるが、締結された賃貸借契約約款第4条第2項には第三者への貸与禁止が規定されているなど整合性がないため、適正な処理をされたい。また、複数年度にわたる契約であるが、債務負担行為の手続きがされていなかったため、法令等に準拠した適正な対応をされたい。</p>
	<p>農林産物等展示即売施設の自動販売機等に係る行政財産目的外使用許可申請を、同施設の指定管理者が岡崎市に対して行い、設置業者へ転貸しているが、許可処分の性質上転貸することは認められないため、同業者から直接市へ申請する方法に改められたい。</p>
	<p>複数年度にわたる不動産の賃貸借契約において、予算措置に関する解除条項の規定がなく、債務負担行為手続きもされていなかったため、法令等に準拠した適正な対応をされたい。</p>
	<p>特殊勤務手当の額を日額により算定する場合において、勤務が5時間に満たない場合でも全額支給していたものが見受けられたので、条例・規則等に準拠した適正な処理をされたい。</p>
	<p>公有財産台帳において、工作物に関する台帳の一部が未作成であり、また、附属図面がないもの等が散見されたため、公有財産管理規則に準拠した適正な管理をされたい。</p>
意 見	<p>農業者体育センター条例施行規則第4条の規定で利用申請書は1月前までに提出とあるが、利用日の数日前に申請しているものが見受けられたので、実態を把握し、同規則との整合性を図られたい。また、夜間照明用コインについては、コイン受払簿が作成されていないため、適正な管理方法を検討されたい。</p>
	<p>農業バイオセンターにおける試薬・農薬の管理については、受払簿の記載漏れ、記載誤り等が見受けられたので、管理責任者を明確にするとともに、棚卸数量と受払簿残数量の確認を頻繁に実施するなど、適正な管理に努められたい。</p>
	<p>西三河農業共済組合運営費補助金及び事務費賦課事業費補助金交付事務においては、民法上の一般原則である双方代理の禁止の考え方があてはまるものと解することが適当と思料されるため、事務手続き等について検討されたい。</p>

林務課

指摘事項	<p>普通財産である土地の賃貸借契約の変更契約を締結する際に、併せて同土地の行政財産目的外使用許可申請手続きを行っていたため、今後は貸付と目的外使用許可、普通財産と行政財産を混同することのないよう適正な処理をされたい。</p>
	<p>複数年度にわたる不動産の賃貸借契約において、予算措置に関する解除条項の規定がなく、債務負担行為手続きもされていなかったため、法令等に準拠した適正な対応をされたい。</p>
	<p>複数年度にわたる大型複写機の賃貸借契約において、債務負担行為手続きがされていなかったため、法令等に準拠した適正な対応をされたい。</p>
	<p>公有財産台帳において、索引や総括表、財産区特別会計に係る立木や出資による権利の台帳が未作成であり、また、附属図面がないもの等が散見されたため、公有財産管理規則に準拠した適正な管理をされたい。</p>
意見	<p>木材処理加工施設の指定管理業務において、基本協定書に添付された使用料徴収事務取扱要綱には使用料を領収の日またはその翌日に市指定金融機関等に払い込むと規定してあるが、実態は使用者が限定されるため、使用者が指定管理者の専用口座へ入金、月単位で市へ報告し、納入通知書にて指定管理者が納入しているなど、同要綱と乖離した部分が見受けられるため、関係課と協議し、整合性を図られたい。</p>
	<p>きのこの芽出し培地等の製造・販売において、物品管理規則に規定された生産等による取得、売払いの手続きがされていなかった。当該製造・販売の実態から同規則と整合性を取り難い部分があれば、その点について関係課と協議のうえ、適正な対応を図られたい。</p>
	<p>個人情報保護を必要とする業務等の契約書において、関係条文の欠如または不十分なものが見受けられたため、今後は業務内容に応じた契約を結ぶとともに契約書に沿った処理をされたい。</p>

農地整備課

指摘事項	<p>法定外公共物の占用料の未収金については、債権管理規則第6条に規定されている債権管理簿の作成、督促、延滞金徴収、不納欠損等の債権管理を法令等に準拠し適正に処理されたい。また、法定外公共物の占用継続申請、第三者への貸付承認申請等の届出がないまま、継続して許可証を送付していたものが見受けられたので、併せて適正な処理をされたい。</p>
	<p>水質浄化施設水路清掃業務において、廃棄物の処理に関する契約手続きがされていないと思われるため、関係課と協議のうえ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に準拠した契約手続きによられたい。</p>
	<p>公有財産台帳において、価格改定や分筆後の売払い等内容が更新されておらず、また、種目欄等の記載誤りや附属図面がないもの等が散見されたため、公有財産管理規則に準拠した適正な管理をされたい。</p>

農業委員会

指摘事項	<p>予算決算及び会計規則で委任されていない諸証明手数料の収納事務を行っていたので、同規則の見直しも視野に入れ適正な処理をされたい。</p>
	<p>農地法第20条第6項の規定による通知書で、法令等に規定された添付書類がないにもかかわらず受付けしているものが見受けられたので、今後は適正な対応をされたい。</p>
	<p>業者委託にて開発したソフトウェアについて、備品登録がされていなかったため、物品管理規則に準拠した適正な管理をされたい。</p>

# 財政援助団体監査

## 1 監査の対象

愛知県労働者福祉協議会岡崎・額田支部

## 2 監査の実施期間

平成21年10月5日～平成21年12月25日

## 3 監査の範囲

平成20年度における財政援助対象事業の出納及びその他の事務の執行について

## 4 監査の実施概要

この監査は、財政援助対象事業が援助目的に従い市規則等に準拠して適正に執行されているかどうかについて、提出された監査資料により事務局の説明を求め、関係書類を試査するとともに、必要に応じて関係職員の説明を聴取して実施した。

## 5 補助事業の概要

事業名 地域労働団体公益的事業

補助の目的 労働団体が実施する福利厚生事業を支援することで、勤労者の人格・識見の高揚と勤労者相互の協力体制を充実させるとともに、勤労者を取り巻く生活環境や労働条件の改善など、勤労者の経済的生活向上に寄与しうる健全な労働団体の育成を図る。

事業の内容 ①勤労者福祉事業団体の育成強化  
②地域勤労者相互の親睦・交流  
③地域勤労者の文化・スポーツ・教養に関する事

期間 平成20年4月1日～平成21年3月31日

総事業費 6,039,143円

市費補助金額 1,120,000円

算定基礎 補助対象事業を遂行する上で要する経費の100分の50以内で市長が定める額とする。

## 6 監査の結果

各事務は、援助目的に従い市規則等に準拠しておおむね適正に執行されていると認められたが、次のとおり意見を述べる。

### 意 見

- 1 行事引当金を補助対象に含めているが、将来の周年記念事業へ積み立てているものであり、単年度事業を対象とするものではないため、その適否について検討されたい。
- 2 愛知県労働者福祉協議会岡崎・額田支部友の会への交付金は間接市費補助金に相当するものと思われるため、その交付の目的、使途を明確にし、友の会からの交付申請書、実績報告書等の内容調査を適切に実施されたい。

# 財政援助団体監査

## 1 監査の対象

岡崎市畜産環境保全対策協議会

## 2 監査の実施期間

平成21年10月5日～平成21年12月25日

## 3 監査の範囲

平成20年度における財政援助対象事業の出納及びその他の事務の執行について

## 4 監査の実施概要

この監査は、財政援助対象事業が援助目的に従い市規則等に準拠して適正に執行されているかどうかについて、提出された監査資料により事務局の説明を求め、関係書類を試査するとともに、必要に応じて関係職員の説明を聴取して実施した。

## 5 補助事業の概要

事業名	畜産経営環境対策事業
補助の目的	畜産経営体に起因する悪臭、害虫の発生防止により地域環境の保全を図り、畜産経営の安定を推進する。
事業の内容	害虫駆除剤、悪臭防止剤の購入
期間	平成20年4月1日～平成21年3月31日
総事業費	4,413,255円
市費補助金額	1,320,000円
算定基礎	予算の範囲内において補助対象事業に要する経費の100分の30以下の額

## 6 監査の結果

各事務は、援助目的に従い市規則等に準拠しておおむね適正に執行されていると認められた

が、次のとおり意見を述べる。

#### 意 見

「岡崎市畜産環境保全対策協議会規約」において、予算・決算に関する手続き及び自己監査機能に関する規定がないことなどから、規約の改正も含め、組織の内部けん制機能強化に努められたい。

# 岡 崎 市 民 病 院

## 1 監査の実施期間

平成21年10月29日～平成22年1月28日

## 2 監査の範囲

平成21年4月1日～平成21年9月30日における財務に関する事務の執行等について

## 3 監査の実施概要

この監査は、次の各項目に係る事務が法令等に準拠して適正に執行されているかどうか及び経営に係る事業の管理が妥当であるかどうかについて、提出された監査資料により事務局長等の説明を求め、関係書類を試査するとともに、必要に応じて関係職員の説明を聴取して実施した。

- (1) 収入事務
- (2) 支出事務
- (3) 契約事務
- (4) 現金出納事務
- (5) 財産管理事務

## 4 監査の結果

各事務は、法令等に準拠しておおむね適正に執行されていると認められたが、次のとおり指摘事項等が見受けられた。

岡崎市民病院全体

意見	<p>業務等の民間委託において、労働者派遣の可能性のある業務が見受けられたので、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準（昭和61年4月17日労働省告示第37号）」、平成20年1月7日付け19契第864号総務部長通知等に準拠し、実態に応じた適正な契約をされたい。</p>
	<p>長期継続契約のうち電子計算機器賃貸借については、いわゆるファイナンス・リースであると思料され、貸借期間中の債務は既に確定しているものと考えられるため、関係各課と協議し、法令等に準拠した適正な対応を検討されたい。</p>
	<p>支出負担行為決議書及び予算施行伺い等で、決裁規程に定められた決裁や合議がとられていないものが相当数見受けられたため、内部けん制体制を強化し、決裁者等のチェック体制を確立されたい。</p>
	<p>統合情報システム導入の大きな目的である診療科別の収支分析について、他の病院の状況も参考にして費用の適切な配賦基準を確立され、経営状況の詳細な把握のため、システムを有効活用されるよう要望する。</p>

総務課

指摘事項	<p>医療費のクレジットカード納付については、平成18年11月22日付け総行行第198号総務省自治行政局行政課長通知4に示された内容の契約が締結されておらず、また、同通知5によると、発行することはできないとされる時点で、領収書が発行されていたため、同通知、法令等に準拠し適正に対処されたい。</p>
	<p>行政財産目的外使用許可の決裁において、公有財産管理規則第26条第1項第3号に規定された使用料を減免する場合の適用法令及びその条項の記載がなかったため、同規則に準拠し適正な処理をされたい。</p>
	<p>排水処理設備保守点検業務委託契約において、契約書に規定された、第三者に再委託する場合の書面による手続きがなされていなかったため、適正に処理されたい。 また、この業務において、病院から排出された汚泥の収集、運搬、処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に準拠した契約手続が必要になるものと思料されるため、法令等に準拠し適正な処理をされたい。</p>
	<p>各種資金前渡金については、企業出納員名義の口座に振り込まれ、そこから当該職員へ支払われており、病院事業会計規則第41条第1項及び総括出納取扱金融機関との契約と乖離した処理になっているため、適正な対応をされたい。</p>
	<p>たな卸を行った結果において、現品に過不足があった場合は、病院事業会計規則第66条第2項の規定による事故報告書が作成されるが、そこに過不足が網羅されておらず、その原因の調査も不十分であったため、同報告書の作成を適切に行い、その結果をたな卸資産の管理に活用されたい。</p>
	<p>払出しを受けたたな卸資産が不用等になった場合、それをたな卸資産に戻入れることなく、たな卸資産減耗費として伝票等の処理をしていたため、病院事業会計規則第61条に準拠し適正に処理されたい。</p>
	<p>病院事業会計規則第9条に規定された固定資産台帳については、年度末に一括計上されていたため、発生主義の原則に基づき適正に処理されたい。</p>

意見	<p>病院事業会計規則第9条において整備すべき会計帳簿を規定しているが、収入金整理簿についてはその名称の帳簿がなく、その他については多くを電磁的記録として管理しているため、同規則との整合性を図られたい。また、同規則第11条の規定による手続きを適正に実施されたい。</p>
	<p>岡崎市民病院医療技術・症例等研究会事業を、市民病院内の職員で構成された岡崎市民病院医療研究会へ委託しているが、業務仕様が明確にされていないため、これを適切なものにされ、また、研究の成果物の提出を受けて、その活用を図られたい。</p>

#### 医事課

指摘事項	<p>社会保険診療報酬支払基金等へのレセプト請求保留分について、発生主義の原則から、診療行為が実施されている以上は収益計上を行うべきであり、診療した月における収益計上の処理をされたい。</p>
	<p>診療時の医療費自己負担割合が後日変更になった場合等の自己負担未収金の修正について、一定期間分をまとめて処理しているため、発生主義の原則に基づき適正に処理されたい。</p>
	<p>医療費自己負担金に係る補助業務については、労働者派遣契約を締結しているが、派遣先管理台帳が作成されていなかったため、適正な処理をされたい。</p>
意見	<p>統合情報システム電子計算機装置賃貸借契約については、その一部を委託業者が使用することを目的に電子計算機器を賃借しているが、同契約書第9条に規定された、第三者に使用させる場合の書面による承諾の手続きがされていなかったため、適正に対処されたい。</p>

#### 額田宮崎診療所、額田北部診療所

指摘事項	<p>宮崎診療所等の土地については、複数年度の賃貸借契約を締結しているが、予算措置に関する解除条項の規定がなく、債務負担行為手続きもされていなかったため、法令等に準拠した適正な対応をされたい。</p>
	<p>岡崎市額田宮崎診療所医事会計システム委託業務及び岡崎市額田北部診療所医事会計システム委託業務において、取得したソフトウェアについて、まとめてハードウェアに含めて備品登録がされていたため、物品管理規則に準拠した適正な管理をされたい。</p>
	<p>宮崎診療所の公有財産台帳において、表紙、索引の作成がなく、附属図面欄の記入のないものや価格改定日が誤っているものが見受けられたので、公有財産管理規則に準拠した適正な処理をされたい。</p>

# 看護専門学校

## 1 監査の実施期間

平成21年10月29日～平成22年1月28日

## 2 監査の範囲

平成21年4月1日～平成21年9月30日における財務に関する事務の執行等について

## 3 監査の実施概要

この監査は、次の各項目に係る事務が法令等に準拠して適正に執行されているかどうかについて、提出された監査資料により事務長等の説明を求め、関係書類を試査するとともに、必要に応じて関係職員の説明を聴取して実施した。

- (1) 収入事務
- (2) 支出事務
- (3) 契約事務
- (4) 現金出納事務
- (5) 財産管理事務

## 4 監査の結果

各事務は、法令等に準拠しておおむね適正に執行されていると認められたが、次のとおり指摘事項等が見受けられた。

看護専門学校

指摘事項	<p>情報処理パソコンシステム賃貸借契約及び輪転機賃貸借契約において、契約の相手方は機器の保守・点検等をメーカー等に委託することができる旨規定しているが、契約書上第三者であるメーカー等の具体的な表示がなかった。これは、第三者への再委託に相当するものと思われるため、今後はその協議、承諾について適正に処理されたい。</p>
	<p>看護専門学校複写機賃貸借契約については、複数年度にわたる契約であるが、予算措置に関する解除条項の規定がなく、債務負担行為手続きもされていなかったため、法令等に準拠した適正な対応をされたい。</p>
	<p>公有財産台帳において、索引、台帳の口座名、沿革及び附属図面欄が未記入なものが見受けられたので、公有財産管理規則に準拠した適正な処理をされたい。</p>
意見	<p>長期継続契約のうち情報処理パソコンシステム機器賃貸借については、いわゆるファイナンス・リースであると思料され、貸借期間中の債務は既に確定しているものと考えられるため、関係各課と協議し、法令等に準拠した適正な対応を検討されたい。</p>

# 環 境 部

環境総務課、環境保全課、自然共生課、廃棄物対策課、ごみ対策課、  
総合検査センター、八帖クリーンセンター、中央クリーンセンター

## 1 監査の実施期間

平成21年11月27日～平成22年2月25日

## 2 監査の範囲

平成21年4月1日～平成21年10月31日における財務に関する事務の執行等について

## 3 監査の実施概要

この監査は、次の各項目に係る事務が法令等に準拠して適正に執行されているかどうかについて、提出された監査資料により部課長等の説明を求め、関係書類を試査するとともに、必要に応じて関係職員の説明を聴取して実施した。

- (1) 収入事務
- (2) 支出事務
- (3) 契約事務
- (4) 現金出納事務
- (5) 財産管理事務

## 4 監査の結果

各事務は、法令等に準拠しておおむね適正に執行されていると認められたが、次のとおり指摘事項等が見受けられた。

環境部全体

意見	<p>長期継続契約のうち機器賃貸借については、いわゆるファイナンス・リースであると思料されるものが見受けられたが、これらについては貸借期間中の債務は既に確定しているものと考えられるため、関係各課と協議し、法令等に準拠した適正な対応を検討されたい。また、長期継続契約の予算措置に関する解除条項に伴い損害賠償を請求できるとする特約条項が付されている場合も将来の債務を規定したものと思料されるため、この点についても同様に検討されたい。</p>
	<p>支出負担行為決議書等において決裁規程に定められた決裁や合議がとられていないもの、現金取扱い事務において現金出納簿の未作成や記載誤りのあるものなどが見受けられたため、内部けん制体制を強化し、決裁者、出納員等のチェック体制を確立されたい。</p>

環境総務課

指摘事項	<p>契約金額が10万円を超える物品を購入しているが請書を徴収していなかったため、予算決算及び会計規則に準拠した適正な処理をされたい。</p>
	<p>公有財産台帳において、索引、沿革等が未記入なものが見受けられたので、公有財産管理規則に準拠した適正な処理をされたい。</p>

環境保全課

指摘事項	<p>高性能監視カメラについては、複数年度の賃貸借契約を締結しているが、予算措置に関する解除条項の規定がなく、債務負担行為手続きもされていないため、法令等に準拠した適正な対応をされたい。</p>
	<p>騒音・振動届出データ登録業務については、労働者派遣契約を締結しているが、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律、同法施行規則等により規定されている項目が契約書に記載されていない。また、派遣先管理台帳も未作成であったため、法令等に準拠した適正な処理をされたい。</p>

自然共生課

指 摘 事 項	<p>おおだの森森林整備業務委託において、岡崎森林組合と愛知県森林組合連合会との2者を指名して競争入札を行ったが、この愛知県森林組合連合会は岡崎森林組合が理事として加盟している団体であり競争性が発揮されていないものと思われるため適正な対応をされたい。</p>
	<p>複数年度にわたる不動産の賃借契約において、予算措置に関する解除条項の規定がなく、債務負担行為手続きもされていなかったため、法令等に準拠した適正な対応をされたい。</p>
	<p>公有財産台帳において、台帳の口座名、沿革及び附属図面欄が未記入なものが見受けられ、また、工作物に関する台帳が未作成であったため、公有財産管理規則に準拠した適正な処理をされたい。</p>

廃棄物対策課

指 摘 事 項	<p>浄化槽台帳システム等データ処理業務については、労働者派遣契約を締結しているが、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律、同法施行規則等により規定されている項目が契約書に記載されていなかった。また、派遣先管理台帳も未作成であったため、法令等に準拠した適正な処理をされたい。</p>
	<p>産業廃棄物不法投棄原状回復実費弁償金の債権管理について、債権管理簿が作成されていなかったため、債権管理規則に準拠した適正な処理をされたい。</p>

ごみ対策課

指 摘 事 項	<p>ペットボトルフレークの物品売買単価契約について、契約書が相手方に渡されていないものが見受けられたので適正な処理をされたい。</p>
	<p>公有財産台帳において、索引及び附属図面欄が未記入なものが見受けられ、また、工作物に関する台帳が未作成であったため、公有財産管理規則に準拠した適正な処理をされたい。</p>

総合検査センター

指 摘 事 項	<p>警備業務について、複数年度にわたる契約を行っているが、予算措置に関する解除条項の規定がなく、債務負担行為手続きもされていなかったため、法令等に準拠した適正な対応をされたい。</p>
	<p>環境情報システム変更業務委託契約において、契約書に規定された第三者に再委託する場合の書面による手続きがなされていなかったため、適正な処理をされたい。</p>
	<p>公有財産台帳において、附属図面がないもの等が見受けられ、また、工作物に関する台帳が未作成であったため、公有財産管理規則に準拠した適正な処理をされたい。</p>

八帖クリーンセンター

指 摘 事 項	<p>廃棄物計量業務委託契約の仕様書に規定するごみ処理手数料及び使用料の徴収事務の委託において、契約書に同事務に関する詳細な手続きが規定されておらず、公金である釣銭を受託者に預けており、領収証書の様式や収納金の納入方法も予算決算及び会計規則や公金収納委託事務取扱要綱と乖離したものであったため、適正な対応をされたい。</p>
	<p>八帖クリーンセンター計測機器点検業務委託契約については、契約書に規定された第三者に委託する場合の書面による手続きがなされていなかったため、今後は適正な処理をされたい。</p>
	<p>公有財産台帳において、台帳の口座名の誤り、沿革及び附属図面欄が未記入なものが見受けられ、また、工作物に関する台帳が未作成であったため、公有財産管理規則に準拠した適正な処理をされたい。</p>

中央クリーンセンター

指 摘 事 項	<p>廃棄物計量業務委託契約の仕様書に規定するごみ処理手数料及び使用料の徴収事務の委託において、契約書に同事務に関する詳細な手続きが規定されておらず、公金である釣銭を受託者に預けており、領収証書の様式や収納金の納入方法も予算決算及び会計規則や公金収納委託事務取扱要綱と乖離したものであったため、適正な対応をされたい。</p>
	<p>ごみステーション等管理システム委託業務において、独自に開発したソフトウェアの備品登録がなされていなかったため、物品管理規則に準拠した適正な管理をされたい。</p>
	<p>公有財産台帳において、台帳の沿革及び附属図面欄が未記入なものが見受けられ、また、工作物に関する台帳が未作成であったため、公有財産管理規則に準拠した適正な処理をされたい。</p>

# 公の施設の指定管理者監査

## 1 監査の対象

一般社団法人岡崎パブリックサービス

## 2 監査の実施期間

平成21年11月27日～平成22年2月25日

## 3 監査の範囲

平成20年度における岡崎中央総合公園スポーツ施設の指定管理業務に係る出納その他の事務の執行について

## 4 監査の実施概要

この監査は、岡崎中央総合公園スポーツ施設の管理運営が市条例等に準拠して適正に執行されているかどうかについて、提出された監査資料により管理責任者等の説明を求め、関係書類を試査するとともに、必要に応じて関係職員の説明を聴取して実施した。

## 5 指定管理業務の概要

業務の内容 岡崎中央総合公園スポーツ施設の効率的な運営管理に係る業務並びにスポーツ施設に附帯する施設及び園内各施設の管理に係る業務

指定管理料 463,253,250円（平成20年度。精算項目である光熱水費、修繕費を含む。）

指定期間 平成18年4月1日～平成23年3月31日

## 6 監査の結果

各事務は、市条例等に準拠しておおむね適正に執行されていると認められたが、次のとおり指摘事項等が見受けられた。

## 指摘事項

施設利用の承認手続き、使用料の算定や徴収方法等において、下記のとおり中央総合公園スポーツ施設条例及び同施行規則等と乖離した項目が見受けられるため、関係各課と協議して整合性を図り、適正に対応されたい。

- (1) 総合体育館トレーニング室の利用について券売機で対応し、利用承認申請及び利用証交付の手続きがなされていなかった。
- (2) 使用料が利用者から指定管理者の口座へ振替えられているものがあつた。
- (3) 利用時間区分が全日である場合、基本使用料表の該当欄が適用されていなかった。
- (4) 利用証の交付が事後になされているものがあつた。
- (5) 利用承認申請書で提出期限を超過しているものがあつた。

## 意見

- 1 公有財産と備品等の区分で不明瞭なものがあつた。特に施設建設に伴って導入されたものについて明確に区分し、台帳整備及び貸与手続きを適正に行われたい。また、備品とはならない物品についても、物品管理規則第28条による貸与手続きが必要となるため、台帳等を整備し適正な管理をされたい。
- 2 市へ提出される指定管理業務の予算及び決算に関する書類について、双方の科目の整合性がなく、概略で記載されていた。また、本部経費といった指定管理業務に係る間接費用が明瞭に記載されていなかったため、より詳細な書類を提出させ、適確な評価を実施されたい。
- 3 自主事業と委託事業の明確な位置付けと区分を行い、必要に応じて予算及び決算に反映されたい。
- 4 平成23年3月31日をもって指定期間が終了するが、指定管理者の更新にあたり上記の項目を踏まえ、貸与備品等の取扱いについては引継ぎ事務が円滑に行われるように、帰属区分を明確にしたうえで適正な管理をされたい。また、公募時には公表が基本となる指定管理料についても、明確な積算根拠をもって設定するよう要望する主事業と委託事業の明確な位置付けと区分を行い、必要に応じて予算及び決算に反映されたい。

# 公の施設の指定管理者監査

## 1 監査の対象

特定非営利活動法人 岡崎まち育てセンター・りた

## 2 監査の実施期間

平成21年12月25日～平成22年3月30日

## 3 監査の範囲

平成20年度における岡崎市北部地域交流センター及び岡崎市南部地域交流センターの指定管理業務に係る出納その他の事務の執行について

## 4 監査の実施概要

この監査は、岡崎市北部地域交流センター及び岡崎市南部地域交流センターの管理運営が市条例等に準拠して適正に執行されているかどうかについて、提出された監査資料により管理責任者等の説明を求め、関係書類を試査するとともに、必要に応じて関係職員の説明を聴取して実施した。

## 5 指定管理業務の概要

業務の内容 岡崎市北部地域交流センター及び岡崎市南部地域交流センターの運営管理に係る業務及び市民活動支援に関する業務

指定管理料 49,059,881円（平成20年度。精算項目である修繕費を含む。）

指定期間 平成19年1月1日～平成23年3月31日

## 6 監査の結果

各事務は、市条例等に準拠しておおむね適正に執行されていると認められたが、次のとおり指摘事項等が見受けられた。

## 指摘事項

- 1 指定管理料のうち修繕費用については、市の確認を受けたうえで精算を行っているが、同一の業務について二重に支払っていたものが見受けられたため、チェック体制を整備して、領収証書等の証拠書類まで照合し、十分な確認をされたい。
- 2 基本協定書に添付された仕様書において、印刷機、コピー機等の利用料金の公金徴収事務が指定管理者に委託されていたが、これらは地方自治法施行令第158条第1項の規定による公金徴収事務委託が可能な歳入に含まれていないため、法令等に準拠した適正な処理をされたい。
- 3 市が指定管理者へ印刷機、ロッカーの無償貸付けを行っていたが、これらの利用料金が指定管理者の収入になっていた。当該物品はこの使用形態の下では、財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例第8条の規定による無償で貸付けできる物品に該当しないものと思料されるため、法令等に準拠した適正な処理をされたい。
- 4 北部地域交流センターに設置されている自動販売機に対して、行政財産目的外使用許可に準じた自動販売機設置許可を市が指定管理者へ与えていたが、これは法令等の権原を欠くものであるうえ、同センターの土地建物は市が賃借しているものであるため、それを踏まえた適正な対応をされたい。
- 5 南部地域交流センターの使用料について、過誤納分を、その後の使用料で調整し相殺していたものがあつたため、適正に処理されたい。
- 6 北部地域交流センター設備保守管理業務委託契約において、契約書に規定された、第三者に再委託する場合の書面による手続きがなされていなかったため、適正に処理されたい。
- 7 地域交流センター使用料の減免については市長権限であるが、指定管理者が内規に基づいて減免を行っているため、手続きを明確にし、法令等に準拠した適正な処理をされたい。

## 意見

- 1 基本協定書第26条に規定された事業報告書において、収支金額が決算として確定する前の金額により記載されていたため、今後は十分な検証を実施されたい。また、収支の項目をできる限り詳細に区分し、業務の実績を確認されたい。
- 2 基本協定書に当該年度の予算書の提出が規定されていないため、これを規定し、当初に予算内容、年間指定管理料の確認を行い、決算においては予算との照合により検証を行われたい。
- 3 基本協定書第22条に規定される無償の貸与備品のうち、同協定書別紙の備品一覧表に記載のないものが見受けられたため適正に処理されたい。また、備品とはならない物品についても、物品管理規則第28条による貸与手続きが必要となるため、一覧表、台帳等を整備し適正な管理をされたい。
- 4 指定管理業務と自主事業の明確な位置付けと区分を行い、前者については基本協定書第23条第1項の事業計画書、後者については同協定書第48条第2項の業務計画書へ明記したうえで各々市へ提出し、適切に予算及び決算に反映されたい。
- 5 今後指定管理者の更新にあたっては上記及び次の項目を踏まえ、企画課等の関係各課と協議し、指定管理者制度の適正な運用を図られたい。
  - (1) 貸与備品等の取扱いについては引継ぎ事務が円滑に行われるように、帰属区分を明確にしたうえで適正な管理をされたい。
  - (2) 指定管理料についても、明確な積算根拠をもって設定されたい。
  - (3) 行政財産目的外使用許可に関して、公の施設に売店、喫茶室、自動販売機等（以下「売店等」という。）を設置する場合は、売店等が公の施設の設置目的の上から必要不可欠なものであり、公の施設の機能の一部である場合（例えば、物品販売施設における売店などで、当該地方公共団体が設置し、その管理を指定管理者に行わせている事例）は、当該許可は不要と考えられる。ただし、この場合はその内容を条例で規定する必要がある。しかし、それ以外の場合は、売店等の設置は公の施設の目的外使用ということになり、公の施設の管理とは別個のもので、指定管理業務の範囲外のものとして当該許可が必要になると考えられるため、適正に対応されたい。

また、行政財産の目的外使用の許可を受けた者が他の者に当該行政財産の全部又は一部を転貸することは、許可処分の性質上認められないことにも留意されたい。

# 都 市 整 備 部

都市計画課、区画整理課、建築課、市営住宅課、  
建築指導課、東岡崎・藤川地区整備課

## 1 監査の実施期間

平成22年1月28日～平成22年4月28日

## 2 監査の範囲

平成21年4月1日～平成21年12月31日における財務に関する事務の執行等について

## 3 監査の実施概要

この監査は、次の各項目に係る事務が法令等に準拠して適正に執行されているかどうかについて、提出された監査資料により部課長等の説明を求め、関係書類を試査するとともに、必要に応じて関係職員の説明を聴取して実施した。

- (1) 収入事務
- (2) 支出事務
- (3) 契約事務
- (4) 現金出納事務
- (5) 財産管理事務

## 4 監査の結果

各事務は、法令等に準拠しておおむね適正に執行されていると認められたが、次のとおり指摘事項等が見受けられた。

都市整備部全体

指摘事項	<p>公有財産台帳において、台帳の口座名、沿革及び附属図面欄が未記入なもの等の不備が見受けられ、また、工作物に関する台帳が未作成のものがあった。現在、公有財産台帳の電磁的記録化が進められているところであるが、その基礎となる同台帳の整備について、公有財産管理規則に準拠した適正な処理をされたい。</p>
意見	<p>契約書等において、記載内容が仕様書等と不整合なもの、提出が義務づけられた書面が受領されていないもの等が散見されたため、関係書類の確認を十分に行い、適正に処理されたい。また、契約その他の事務手続きにおいて、決裁規程に定められた決裁や合議がとられていないものを始め書類の不備が相当数見受けられたため、内部けん制体制を強化し、決裁者等のチェック体制を確立されたい。</p>

都市計画課、建築課、市営住宅課、建築指導課

指摘事項	<p>保守点検業務委託契約、機器賃貸借契約等において、契約書に規定された、第三者に再委託する場合の書面による手続きがなされていなかったものや、契約書に第三者委託の制限についての条項のないものが見受けられたため、適正な処理をされたい。 また、再委託を承認する際は、再委託先ごとの金額を確認されたい。</p>
------	--

都市計画課、建築課、建築指導課、東岡崎・藤川地区整備課

意見	<p>長期継続契約のうち機器賃貸借については、いわゆるファイナンス・リースであると思料され、貸借期間中の債務は既に確定しているものと考えられるため、関係各課と協議し、法令等に準拠した適正な対応を検討されたい。また、長期継続契約の予算措置に関する解除条項に伴い損害賠償を請求できるとする特約条項が付されている場合も将来の債務を規定したものと思料されるため、この点についても同様に検討されたい。</p>
	<p>機器賃貸借契約において、見積り時又は契約後にリース会社からリース機器等の本体価格とリース手数料等の経費を詳細に区分した内訳を提出させて金額をチェックし、再リースする場合にもこれを参考に価格をチェックされるよう要望する。</p>

都市計画課、高規格道路推進室

指摘事項	<p>東岡崎専用駐車場管理業務において、私人への公金徴収委託を行っているが、仕様書に口座振替による徴収を規定しており、受託者は第三者へ口座振替を再委託していた。行政実例によると、公金の徴収を受託した私人は、再委託できないとの判断が示されているため、法令等に準拠した適正な処理をされたい。</p>
	<p>窓口での物品売払い代金、諸証明発行手数料等の現金取扱いに必要なつり銭として、私金を使用していたが、公金と私金は混同してはならないため、会計管理者と協議し、予算決算及び会計規則に準拠した適正な処理をされたい。</p>
	<p>地図情報データ使用許諾契約については、単年度契約としているが、契約書類に使用期間を5年間とすることを前提とする旨が記載されており、5年間の債務負担を約したものと思料されるため、法令等に準拠した適正な処理をされたい。</p>
意見	<p>指定管理者への貸与物品については、備品に該当する物品のみで一覧表を作成していたが、その他の物品についても物品管理規則第28条の規定による手続きが必要となるため、これらについても一覧表を作成し、市に帰属するもの、指定管理者に帰属するものの区分を明確にし、条例・規則等に準拠した適正な管理、事務処理をされたい。</p>
	<p>委託業務について、月次で報告された業務内容が契約内容と整合していないものが見受けられたため、履行確認を十分に行い、適正に対応されたい。</p>

区画整理課、組合指導室

指摘事項	<p>岡崎駅西土地区画整理事業に伴う清算金の未収分について、債権管理規則第6条第1項に規定する債権管理簿が作成されていなかったため、同規則に準拠した適正な処理をされたい。</p>
意見	<p>土地区画整理組合への補助金については、その用途及び実績確認を十分に行っていなかった。補助事業の実績報告については、契約書（写）、領収書（写）、その他事業成果を明らかにする資料を添付させ、適切な検証を実施されたい。</p>
	<p>市道駅東1号線ほか1路線電線共同溝整備に伴う引込設備工事費の市負担分算出根拠として、他の工事のために電気事業者と取り交わした覚書を根拠としていたが、当該覚書は既に有効期間を終了していた。たとえ同種同様の事業であっても、安易に従前どおりとせず、常に内容の審査確認をしたうえで対応されるよう要望する。</p>

市営住宅課

指摘事項	<p>行政財産目的外使用料条例に基づき、道路の占有に関する条例の規定の例によりガス管に係る使用料を計算していたが、外径の区分を誤って低い金額で使用料を納付させていたため、条例に準拠した適正な処理をされたい。</p>
	<p>行政財産目的外使用許可の決裁において、公有財産管理規則第26条第1項各号に規定された必要事項の記載がなかった。また、普通財産の貸付けの決裁においても、同規則第32条第1項各号に規定された必要事項の記載がなかったため、適正な処理をされたい。</p>
	<p>市営住宅入居手続きにおいて、契約成立の条件となる市営住宅条例第9条第2項の規定による入居者として決定した旨の市長の通知をする際の決裁手続きがなされていなかったため、条例等に準拠した適正な処理をされたい。</p>
意見	<p>修繕業務において、複数の業務を一括して発注することでより効率的かつ低廉な金額で契約可能であると思料される事例が見受けられたため、契約に当たっては常に効率的な事務の遂行と適切な予算の執行に努められたい。また、工事請負、業務委託において、本来一括して発注すべきものが分割して発注されていた事例が見受けられたため、適正な契約手続きを実施されたい。</p>
	<p>市営住宅家賃の未収金について、電子情報処理組織による債権管理簿を作成していたが、債権管理規則様式第1号（その4）に定められた項目の一部が不足しているため、同規則に準拠した対応をされるよう要望する。</p>
	<p>行政財産目的外使用許可証に記載の許可の条件に毎年度の自動更新を規定したのが見受けられたが、公有財産管理規則第24条第1項に目的外使用の期間が規定されており、許可処分の性質上自動更新については疑義があるため、適正に対応されたい。</p>

建築指導課、狭あい道路整備室

指摘事項	<p>窓口での諸証明発行手数料等の現金取扱いに必要なつり銭として、私金を使用していたが、公金と私金は混同してはならないため、会計管理者と協議し、予算決算及び会計規則に準拠した適正な処理をされたい。</p>
	<p>出資に係る公有財産台帳について、出捐金に関して金額に誤記があったので、公有財産管理規則に準拠した適正な処理をされたい。</p>
	<p>狭あい道路拡幅に係る事前協議後に無償で配布する後退くいについて、物品管理規則第27条に規定された決裁手続きがされておらず、また設置業務受託者へ預託している中心びょうも含め受払いの手続き及び帳簿の整備が不十分であったため、条例・規則等に準拠した適正な処理をされたい。</p>

# 下水道部

下水総務課、下水施設課、下水工事課

## 1 監査の実施期間

平成22年1月28日～平成22年4月28日

## 2 監査の範囲

平成21年4月1日～平成21年12月31日における財務に関する事務の執行等について

## 3 監査の実施概要

この監査は、次の各項目に係る事務が法令等に準拠して適正に執行されているかどうかについて、提出された監査資料により部課長等の説明を求め、関係書類を試査するとともに、必要に応じて関係職員の説明を聴取して実施した。

- (1) 収入事務
- (2) 支出事務
- (3) 契約事務
- (4) 現金出納事務
- (5) 財産管理事務

## 4 監査の結果

各事務は、法令等に準拠しておおむね適正に執行されていると認められたが、次のとおり指摘事項等が見受けられた。

下水道部

指 摘 事 項	<p>機器賃貸借契約書において、一括再委託の禁止条項や、業務の一部を再委託する場合の事前承認に関する条項のないものが見受けられたので、適正な処理をされたい。</p>
	<p>業務委託にて開発したソフトウェアについて、備品登録がされていなかったため、物品管理規則に準拠した適正な管理をされたい。</p>
	<p>複数年度にわたる不動産の賃貸契約において、予算措置に関する解除条項の規定がなく、債務負担行為手続きもされていなかったため、法令等に準拠した適正な対応をされたい。</p>
	<p>複数年度にわたる管理障害物建設許可を受け管理障害補償金を支払っているが、債務負担行為手続きがされていなかったため、法令等に準拠した適正な対応をされたい。</p>
	<p>受益者負担金賦課及び工事箇所データ入力業務において、労働者派遣契約を締結しているが、派遣先管理台帳が作成されていなかったため、法令等に準拠した適正な対応をされたい。</p>
意 見	<p>長期継続契約のうち機器賃貸借については、いわゆるファイナンス・リースであると思料され、貸借期間中の債務は既に確定しているものと考えられるため、関係各課と協議し、法令等に準拠した適正な対応を検討されたい。また、長期継続契約の予算措置に関する解除条項に伴い損害賠償を請求できるとする特約条項が付されている場合も将来の債務を規定したものと思料されるため、この点についても同様に検討されたい。</p>
	<p>機器賃貸借契約において、見積り時又は契約後にリース会社からリース機器等の本体価格とリース手数料等の経費を詳細に区分した内訳を提出させて金額をチェックし、再リースする場合にもこれを参考に価格をチェックされるよう要望する。</p>
	<p>予算執行伺い等において決裁規程に定められた決裁や合議がとられていないものを始め書類の不備が見受けられたため、内部けん制体制を強化し、決裁者等のチェック体制を確立されたい。</p>

# 工 事 監 査

## 1 監査の対象

岡崎駅東土地区画整理事業 12-1 号線等築造工事（都市整備部区画整理課）

## 2 監査の実施期間

平成 21 年 11 月 27 日～平成 22 年 4 月 28 日

現地調査日 平成 22 年 1 月 25 日

## 3 監査の実施概要

この監査は、次の各項目について法令等に準拠して適正に執行されているかどうかについて、提出された監査資料により部課長等の説明を求め、関係書類を試査するとともに、関係職員の説明を聴取し、かつ、現地調査も実施した。

なお、この監査にあたっては技術的観点を主眼としたため、協同組合総合技術士連合の協力を得た。

(1) 工事が予算の所期する目的に適合しているか。

(2) 工事が設計図書及び仕様書のとおり出来ているか。

## 4 監査の結果

各項目については、法令等に準拠して適正に執行されていると認められた。

なお、結果概要については、次のとおりである。

## 岡崎駅東土地区画整理事業 12-1 号線等築造工事

### (1) 工事場所

岡崎市羽根町地内

### (2) 工事の概要

工事延長	L = 100m
路床安定処理工	A = 637 m <sup>2</sup>
舗装工	A = 830 m <sup>2</sup>
側溝工	L = 180m

### (3) 工事請負業者

株式会社山口土木

### (4) 設計業務委託業者

玉野総合コンサルタント株式会社

### (5) 事業費

契約金額 11,970,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

### (6) 契約工期

平成 21 年 10 月 15 日～平成 22 年 3 月 26 日

### (7) 工事進捗率

20%（平成 22 年 1 月 20 日現在）

本工事は、区画道路 12-1 号線等を整備し、岡崎駅東土地区画整理事業を進捗させ、もって公共の福祉の増進に資するものである。

工事は、協同組合総合技術士連合から報告を受けたところ、適切な設計及び施工管理等がされており、適正に執行されていると認められた。

# 工 事 監 査

## 1 監査の対象

下水道管渠築造工事（下水道部下水工事課）

## 2 監査の実施期間

平成21年11月27日～平成22年4月28日

現地調査日 平成22年1月25日

## 3 監査の実施概要

この監査は、次の各項目について法令等に準拠して適正に執行されているかどうかについて、提出された監査資料により部課長等の説明を求め、関係書類を試査するとともに、関係職員の説明を聴取し、かつ、現地調査も実施した。

なお、この監査にあたっては技術的観点を主眼としたため、協同組合総合技術士連合の協力を得た。

- (1) 工事が予算の所期する目的に適合しているか。
- (2) 工事が設計図書及び仕様書のとおり出来ているか。

## 4 監査の結果

各項目については、法令等に準拠して適正に執行されていると認められた。

なお、結果概要については、次のとおりである。

## 下水道管渠築造工事

### (1) 工事場所

岡崎市大平町ほか1箇町地内

### (2) 工事の概要

工事延長 L = 1667.7m

管渠工 φ200 L = 1667.7m

人孔工 59 箇所

公共柵設置工 90 箇所

### (3) 工事請負業者

小原建設株式会社

### (4) 設計業務委託業者

セントラルコンサルタント株式会社 中部支社

### (5) 事業費

契約金額 99,750,000 円 (消費税及び地方消費税を含む。)

### (6) 契約工期

平成21年6月9日～平成22年2月26日

### (7) 工事進捗率

70% (平成22年1月15日現在)

本工事は、下水道基本計画に基づく汚水管渠築造工事で、当地域の環境衛生の向上を図るものである。

工事は、協同組合総合技術士連合から報告を受けたところ、適切な設計及び施工管理等がされており、適正に執行されていると認められた。

平成21年度  
岡崎市公共工事技術調査業務  
報告書

協同組合 総合技術士連合

1. 技術調査対象工事名称

- I 岡崎駅東土地区画整理事業 12-1 号線等築造工事
- II 下水道管渠築造工事

2. 調査実施日

平成 22 年 1 月 25 日 (月)

3. 調査場所

市庁舎会議室及び当該工事現場

4. 監査執行者

代表監査委員 (識見)	渡邊 宗男
監査委員 (識見)	中根 常彦
監査委員 (議選)	中根 勝美
監査委員 (議選)	小野 政明

5. 調査立会者

監査委員事務局

局長	中村 幸雄
次長	宇野 則子

6. 技術調査業務 (報告書共) 実施技術士

協同組合 総合技術士連合

大櫛 昌良 技術士 (建設部門)

〒530-0047 大阪市北区西天満 5 丁目 1 番 19 号

(高木ビル 408)

TEL : 06-6311-1145

FAX : 06-6311-1146

Eメール : info@pea.or.jp

# I 岡崎駅東土地区画整理事業 12-1 号線等築造工事

## I-1 工事内容説明者

### 1) 担当部課

都市整備部区画整理課

区画整理課長(都市整備部次長兼務)	大宮 信俊
区画整理課技術班班長	宇野 隆政
区画整理課技術班主査	倉橋 隆司
区画整理課技術班技術員	三宅 脩一
区画整理課総務班班長	市川 裕一
区画整理課総務班主任主査	谷澤 雅代

## I-2 工事概要

### 1) 工事場所

岡崎市羽根町地内

### 2) 工事内容

工事延長 L = 100m

路床安定処理工 A = 637m<sup>2</sup>

舗装工 A = 830m<sup>2</sup>

側溝工 L = 180m

### 3) 工事請負業者

株式会社 山口土木

### 4) 設計業務委託業者

玉野総合コンサルタント株式会社

### 5) 事業費

請負金額 11,970,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

6) 工事期間

平成21年10月15日より平成22年3月26日まで

7) 工事進捗状況

計画出来高6%, 実施出来高20% (平成22年1月20日現在)

8) 工事監督員

主任監督職員 都市整備部区画整理課 主幹 宇野隆政

担当監督職員 都市整備部区画整理課 技術員 三宅脩一

I-3 総括所見

工事監査資料及び関係書類について質疑応答・説明により、工事理由、調査資料から計画、調査、設計、積算、契約、施工計画、施工管理等の書類関係及び現地状況を重点的に技術調査した結果は、適切かつ妥当であると判断できた。特に問題となる点は見当たらなかった。

I-4 工事着手前における技術調査の着目点

1) 工事計画 (工事監査調書から転記)

区画道路12-1号線等を整備し、岡崎駅東土地区画整理事業を進捗させ、もって公共の福祉の増進に資するものである。

2) 設計

設計内容は、「岡崎都市計画事業岡崎駅東土地区画整理事業 平成19年度測量及び実施設計業務 舗装構成検討書 区画道路12-1号線 平成20年3月」に区画道路全体の設計ができていた。

今回の技術調査対象は、その内の区画道路12-1号線、6-10号線であった。

12-1号線の道路標準断面図では、幅員12m (車道7m、歩道2.5m×2) であった。歩道は透水舗装の設計であった。

車道は、舗装部片側1車線の3mで街渠500mmの7mであった。

歩道は、歩道舗装2010mm、歩車道境界370mm、境界120mmの2.5mからなっていた。

舗装構成検討結果では、現地調査による路床現状土のCBR値が、経済的な設

計 C B R 値の 3 % を下回り、路床改良厚 400mm (CBR $\geq$ 20%) の設計であった。

6 - 1 0 号線の道路標準断面図では、車道幅員 6m であった。

車道は、舗装部 5.1m で L 型側溝 0.45m $\times$ 2 の 6m であった。

舗装構成検討結果では、現地調査による路床現状土の C B R 値が、経済的な設計 C B R 値の 3 % を下回り、路床改良厚 300mm (CBR $\geq$ 20%) の設計であった。

1 2 - 1 号線、6 - 1 0 号線ともに設計条件及び設計内容は、道路構造令に準拠しており、経済性舗装厚さの比較検討結果を経済比較表にまとめており全体的に良好であった。

### 3) 積算

積算根拠資料は以下の通りである。

- ・積算基準及び歩掛表 (その 1) (その 2) (平成 20 年 10 月 1 日改訂 愛知県建設部)
- ・設計単価表 (平成 21 年 9 月改訂 愛知県建設部)
- ・建設物価 (2009 年 8 月号 財団法人 建設物価調査会)
- ・材料見積
- ・標準仕様書 - 工事標準仕様書 - (平成 20 年 10 月 愛知県建設部)
- ・土木工事現場必携 (平成 19 年 4 月 愛知県建設部)
- ・道路構造令の解説と運用 (平成 16 年 2 月改訂 社団法人 日本道路協会)
- ・道路構造の手引き (平成 16 年 4 月発行 愛知県建設部)
- ・アスファルト舗装要綱 (平成 4 年 12 月 5 日改訂 社団法人 日本道路協会)
- ・土地区画整理事業の実務手引 (事業計画編) (財団法人 愛知県都市整備協会)
- ・道路設計要領 - 設計編 - 【1】 【2】 (平成 12 年 4 月改訂 財団法人 道路保全技術センター)

数量計算は、設計委託業者の技術者が計算し、工種毎に数量調書に整理ができており、市担当者が全数のチェックし、積算者とは別に検算者がチェックして検算をしており、主要工種について重点的にチェックした結果、問題となる点は見当たらなかったため、積算は全体として適切な積算方法と内容であると判断した。

### 4) 契約

契約に必要な書類 (契約書、内訳書、着工届、工程表、現場代理人、主任技術者) は完備できており、その内容は適正であった。

主任技術者は、1 級土木施工管理技士の資格を有しており、適格者であった。

< 保険関係 >

前払金の保証証書の提出ができていた。

保証証書（契約保証）が提出できていた。

労災保険成立証明書の添付ができていた。

建設業退職金共済掛金収納書の提出ができていた。

任意の事業総合賠償責任保険加入証明書が提出できていた。（保障金額 1億円）

## I-5 工事着工後における技術調査の着目点

### 1) 施工関係

#### ①施工計画書

施工計画書には各工事の施工計画書が整理できており、必要事項を項目別に記述しているので、その内容は適切であった。

産業廃棄物処理計画（委託契約書、処分業許可証、収集運搬業許可証、処分地及び運搬経路図、マニフェスト）は整理できていた。

残土処理計画（契約書、承諾書）の整理内容はよいと判断した。

岡崎市公共工事特記仕様書（H21）に準拠して施工計画を作成していた。

#### ②使用材料

使用材料承諾願にある各材料の形状寸法及び品質、強度は、監督員がチェックしており、設計に適合するものでありよいと認めた。

路床改良材、路盤材、アスファルト材料、グレーチングなどの使用材料は、設計仕様に適合しておりよいと認めた。

コンクリートの配合強度、各材料試験及び圧縮強度試験結果は基準値ならびに設計基準強度を上回っているのでよいと判断した。

グレーチングの設置は、車輪走行方向と主桁が平行方向での構造計算ができておりよいと判断した。

#### ③施工管理

品質管理（アスファルト材料、生コン材料試験等）、工事記録（日報）、工事写真、納品伝票等の整理状況はよいと判断した。

現状土CBR試験結果報告書が提出できており、無粉塵セメント配合設計（添加量1%、3%、5%）の試験内容は適切であると判断できた。

施工の段階確認ができておりよいと認めた。

#### ④出来形

施工に関する記録、試験、検査、工事記録写真による出来形の内容はよいと判

断した。

#### ⑤施工状況

##### <工事写真>

施工状況は全般的に良好であった。

##### <現場>

現場の出来栄は良好であった。

信号のない交差点で支障となる電柱を移設することになっているので、移設先は自動車運転者に対して通行人が死角にならないように選定するよう要望した。

既設アスファルトとの接続線は、馴染みよく施工できるように要望した。

#### ⑥安全衛生管理

安全衛生管理計画、及び組織図の内容は適切であり、安全活動及び安全掲示状況もよく、安全訓練等の実施報告書の整理も出来ており、現場の整理整頓状況も良好で、無事故無災害で推移しているため、安全管理状況はよいと判断した。

### 2) 工程

工程は20%程度で、目視の限り設計図書ならびに施工計画に従って施工されており、工期内完成見込みである。

### 3) 監督

工事打合せ簿もあり、設計、施工、材料等に関して、適時に監督ができており、十分監督が行われていると判断した。

### 4) 設計変更

現時点では発生していないとのことであった。

### 5) 技術調査結果の要点

全般的に良好で、特に問題となるところは見当たらなかった。

### 6) その他の所見

特になし

以上

## II 下水道管渠築造工事

### II-1 工事内容説明者

#### 1) 担当部課

下水道部下水工事課

下水道部長	三上 俊雄
下水工事課長(下水道部次長兼務)	内田 義昭
下水工事課工事2班班長	都築 克好
下水工事課工事2班主任主査	大山 正吾
下水工事課工事2班技師	古川 秀秋
下水工事課工事2班技師	水越 隆文
下水総務課総務班班長	富安 秀法
下水総務課総務班主査	内田 順一

### II-2 工事概要

#### 1) 工事場所

岡崎市大平町ほか1箇町地内

#### 2) 工事内容

工事延長	L = 1667.7m
管渠工	VU φ200 L = 1667.7m
人孔工	59 箇所
公共柵設置工	90 箇所

#### 3) 工事請負業者

小原建設株式会社

#### 4) 設計業務委託業者

セントラルコンサルタント株式会社 中部支社

#### 5) 事業費

請負金額 99,750,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

6) 工事期間

平成21年6月9日より平成22年2月26日まで

7) 工事進捗状況

計画出来高85%, 実施出来高70% (平成22年1月15日現在)

8) 工事監督員

主任監督職員 下水道部下水工事課 主任主査 大山正吾

担当監督職員 下水道部下水工事課 技師 水越隆文

II-3 総括所見

工事監査資料及び関係書類について質疑応答・説明により、工事理由、調査資料から計画、調査、設計、積算、契約、施工計画、施工管理等の書類関係及び現地状況を重点的に技術調査した結果は、適切かつ妥当であると判断できた。特に問題となる点は見当たらなかった。

II-4 工事着手前における技術調査の着目点

1) 工事計画 (工事監査調書から転記)

当工事は、下水道基本計画に基づく汚水管渠築造工事で、当地域の環境衛生の向上を図るものである。

2) 設計

当該工事は、明大寺処理区分の詳細設計にある中の一部であった。

認可計画の「管勾配」、「被り」を見直して実施設計を行い、流量変化の無いことが確認できていた。

汚水本管(φ200)は、人孔取付部の上下流側に可とう継手を設計し、各家庭からの取付管と本管との接合部には自在曲管を設ける設計であった。

流量計算、設計図面、土留工等の設計内容は全体的に良好であった。

3) 積算

積算根拠資料は以下の通りである。

- ・下水道用標準設計歩掛表 (第1巻 管路)
- ・積算基準及び歩掛表 (その1) (その2) (平成20年10月1日改訂 愛知県)

建設部)

- ・下水道実施設計の手引(案) (平成21年度 愛知水と緑の公社)
- ・下水道実施設計の手引(案) 資料編 (平成21年度 愛知水と緑の公社)
- ・推進工法用設計積算要領 推進工法用立坑編 (2008年 日本下水道管渠推進技術協会)
- ・下水道管渠築造工事設計基準 (下水工事課)
- ・設計単価表 (平成21年4月改訂 愛知県建設部)
- ・平成21年度 下水道公社単価表・物価調査会単価表
- ・建設物価 (2009年4月号 財団法人 建設物価調査会)
- ・積算資料 (2009年4月号 経済調査会)
- ・建設機械等損料算定表 (平成20年度 日本建設機械化協会)
- ・推進工事用機械器具等損料参考資料 (平成20年度 日本下水道管渠推進技術協会)
- ・『建設物価』推進工事用機械器具等基礎価格表 (平成20年度 建設物価調査会)
- ・『積算資料』推進工事用機械器具等基礎価格表 (平成20年度 経済調査会)
- ・標準仕様書－工事標準仕様書－ (平成20年10月 愛知県建設部)
- ・土木工事現場必携 (平成19年4月 愛知県建設部)

数量計算は、設計委託業者の技術者が計算し、工種毎に数量調書に整理ができており、市担当者が全数のチェックし、積算者とは別に検算者がチェックして検算をしており、主要工種について重点的にチェックした結果、問題となる点は見当たらなかったため、積算は全体として適切な積算方法と内容であると判断した。

#### 4) 契約

契約に必要な書類(契約書、内訳書、工程表、現場代理人、主任技術者)は完備できており、その内容は適正であった。

主任技術者は、1級土木施工管理技士の資格を有しており、適格者であった。

<保険関係>

前払金は請負業者の辞退であった。

公共工事履行保証保険証券が提出できていた。(岡崎信用金庫)

賠償責任保険への加入ができていた。(保障支払限度額5億円/1事故)

労災保険成立証明書の複写が添付できていた。(上乗せは損賠保険特約)

建設業退職金共済掛金収納書の提出ができていた。(今回分300枚/1日券)

## Ⅱ－５ 工事着工後における技術調査の着目点

### 1) 施工関係

#### ①施工計画書

施工計画書には各工事の施工計画書が整理できており、必要事項を項目別に記述しているので、その内容は適切であった。

産業廃棄物処理計画（委託契約書、処分業許可証、収集運搬業許可証、処分地及び運搬経路図、マニフェスト）は整理できていた。

残土処理計画（契約書、承諾書）の整理内容はよいと判断した。

施工体制台帳、施工体系図、下請負通知書、工程表等の内容は適切なものであった。

岡崎市公共工事特記仕様書（H21）に準拠して施工計画を作成していた。

#### ②使用材料

使用材料承諾願にある各材料（管類、人孔、舗装材料、路盤材）の形状寸法及び品質、強度は、監督員がチェックしており、設計に適合するものでありよいと認めた。

コンクリートの配合強度、各材料試験及び圧縮強度試験結果は基準値ならびに設計基準強度を上回っているのでよいと判断した。

#### ③施工管理

品質管理（舗装材、路盤材、生コン材料試験等）、工事記録（日報）、工事写真、納品伝票等の整理状況はよいと判断した。

#### ④出来形

施工に関する記録、試験、検査、工事記録写真による出来形の内容はよいと判断した。

#### ⑤施工状況

##### <工事写真>

写真による掘削、土留状況、管据付状況（管止木もあり）、管胴締め状況、埋戻、転圧状況、推進施工状況などの施工状況は全般的に良好であった。

##### <現場>

取付管の本管との接合部で自在曲管の取付け方に余裕が少ないように見受け

られたので注意するよう要望した。

舗装復旧で、既設人孔との舗装面取合部で少しの窪みが見られたので、今後、注意するよう要望した。

その他の現場の出来栄えは良好であった。

#### ⑥安全衛生管理

安全衛生管理計画、及び組織図の内容は適切であり、安全活動及び安全掲示状況もよく、安全訓練等の実施報告書の整理も出来ており、現場の整理整頓状況も良好で、無事故無災害で推移しているため、安全管理状況はよいと判断した。

#### 2) 工程

一部路線において沿線事業所との工程調整を行なったため、工程は70%程度で、やや遅れ気味であった。

#### 3) 監督

工事打合せ簿もあり、設計、施工、材料等に関して、適時に監督ができていますので、十分監督が行われていると判断した。

#### 4) 設計変更

現時点では発生していないとのことであった。

#### 5) 技術調査結果の要点

全般的に良好で、特に問題となるところは見当たらなかった。

#### 6) その他の所見

特になし

以 上